

## 第31回教育相談全国研究集会報告

### 第1分科会 いじめへの対応

第1分科会では、いじめへの対応をテーマとして参加者による活発な意見交換が実施された。参加者総数は5名であった。全ての参加者が日常的に各種事例に取り組んでいるため、各々の参加者が持ついじめに関する問題意識の高さがうかがえたのである。

いじめ現象(身体的・心理的ハラスメント)は発生しないことが望まれるが、発生件数がゼロにはならない人間と人間との不適切な関係様式である。従って、予防への諸工夫の取り組みを前提としつつ、いじめ現象が発生した時にどのように対応すれば良いのかに関する知識・技術を、子どもの周囲に存在する大人達が獲得することが求められている。この分科会では各地域の諸学校及び相談機関において、すでに実践されている方法等の情報交換・事例検討が行われた。教育相談的アプローチ・メンタルセットについて・・・傾聴することの大切さ及びトレーニング法、教育相談の学び合い、チーム支援の必要性等。いじめへの対応について・・・いじめを「いじめハラスメント」として捉える、児童生徒との信頼関係に裏打ちされた受容・傾聴・共感的理解、保護者の持つ思い込み、感覚過敏について、担任による児童生徒の日常的な見立て、「いじめの構造・いじめる側の心理・追い詰められるいじめ被害者・保護者の過熱とは」について、等。ある自治体では公立学校に在籍する全ての小5・中1・高1の児童生徒を対象として「いじめ対策面接」を実施している。

各学校における実践的対応力の向上が認められるものの、課題解決を目的とした諸制度あるいは諸環境の改善とともに、「どのような具体的な実践力が必要であるのか」を探求し続けることが求められる。

(相談員 関口 幸男)



### 第2分科会 不登校の子どもへの支援

参加者は15名と分科会中、最も多く「不登校34万人」の報道もあり関心も高く、多くの意見が出された。また、約半数が高校からの出席者ということもあり、進学・進級、通信制高校や居場所についての報告・協議が活発に行われた。

コロナ禍を経て「学校に行かなくてもよく」なった。かつて「学校に行かなくていいよ」と言ってあげられたことは、不登校生徒やその親にとってひとつの救いだった。しかし今やそれだけでは解決にはならない。昨年の議論の中心だった、楽しい学校・わかる授業への取り組み、業務減らせ・授業減らせの訴え、保護者・地域仲間たちとの関わり、フリースクールなど、学びの場の条件整備と課題は途方もなく広く深い。

コミュニケーションが大事、社会とつながっているだけでいい、不登校生と向きあって(向きあってくれない場合もある)いる親や現場の人々の願いは切実である。オンライン授業、ハートフルルームなどの試行、支援の手が伸びていない現状を共有しあった。どんなバックアップが必要なのか。学校をどのようにアップデートすればよいのか。

学校に無理矢理行かせようと葛藤したり、その親と子の深刻な相談にのった経験から多くのことを学んできた。不登校の生徒に対して「学校は行きたい時に行けばいいんだよ」と言えるようになったが、学校はどう変わり支援していけばいいのか。学びの多様性はどのように保障するのか、議論は尽きなかった。

(相談員 三好 清隆)

### 第3分科会 発達障害児への支援

発達障害児への支援をテーマに、教育相談員、小学校、中学校、高等特別支援学校の現職教員の参加のもとに、活発な意見・情報交換が実施された。

なぜ、発達障害が増え、保護者や学校現場での困り感が増えているのかという、大きな課題から意見交換が始まった。電話相談において、発達障害が軽度の保護者ほど、我が子の診断をつけたがっている傾向がある。診断されても、周囲の環境が変わらなければ、何も変わらないが、親が責められることもあって、安心したいケースもある。

インクルーシブ教育が推進されたせいも、就学前の発達検査は消極的で、保健所等の乳幼児健診も、以前のように、早期に振り分けるのではなく、就学まで経過観察していくケースが多いように感じる。実際、相談件数が増えて、相談機関が対応できない現状もある。

そして、入学後、学校は、素人の教職員では、みとりができないため、地域の療育センターのソーシャルワーカーや心理士の学校訪問による教職員へのコンサルテーションの実施など、学校支援事業を実施している都市もある。

教育相談員からは、親と子というより、大人の相談が多く、親の発達障害を感じるという声が多く聞かれた。

高校生以上の相談も増えていて、成績重視の私立高校では、不登校になってもフォローもなく、退学や通信制の高校に編入する生徒も多い。

発達障害のある子どもたちに、一人ひとりの教員がどのように関わっていくのか、大きな課題を残して、分科会を終えた。

(相談員 花井 旬克子)



### 第4分科会 子どもの権利保障

教育現場や相談現場での人権問題を考える機会が増えて来たことを実感している中で、分科会となった。子どもの人権を考えるとき、おとなの人権を考えることと同じだと考えにくいのではないかと、扱う内容が多岐にわたり短い時間でテーマが絞り込めずに散漫になってしまわないかと心配した。始まってみると、今大会1日目の講演で、昨年引き続き外部講師を招いて子どもの人権について話を伺ったため、それぞれ考えていることを話し合いたいという意欲のある参加者が多く、発言が活発だったことは、いかに教育現場や日々の生活で考える機会が増えてきたかということを実感した。

分科会当初では、講演についての感想などを話す方が多く、子どもの権利保障について教員側がどのように関わっているか紹介があった。身近なところで制服の話題を提供してもらい、そこから制服のあるメリット・デメリット、細かすぎる校則、ジェンダー問題、日本国憲法における表現の自由等、社会的テーマへとつながっていった。そして「学校スタンダード」とは何かとか、各都道府県によつての様々な違い、ファッションに対する考え方や世代間ギャップ、経済格差、国際比較など、多岐に渡る視点での発言があった。

また、定義について議論が分かれる「表現の自由」は、ある人の自由が他の人の権利侵害となった場合、間に入った教員の関係調整能力が求められる場に直面するかもしれないが、すっきり解決できるノウハウはなかなかない。しかし、日常で教員間や保護者との話し合いを行い、授業等で取り上げながら、風通しのよい場を作っていくたり、粘り強く議論を積み重ねたりする現場の努力をうかがい、お互いにシェアできたのではないかなと思う。忙しい日々ではあるが、このような場がもっとできたらいいと願っている。

(相談員 松山 ちづる)